

# 横浜市道路位置指定申請のしおり 新旧対照表

※ \_\_\_\_\_ 下線部分が改正部分

旧	新																								
目次	目次																								
第4章 道路位置指定の基準 1 位置の指定ができる土地 (3) <u>権利者の承諾</u> について 7 <u>すみ切り</u> (1) <u>すみ切りの形態</u> (2) 接続道路が2項道路の場合等の <u>すみ切り</u> の形態	第4章 道路位置指定の基準 1 位置の指定ができる土地 (3) <u>関係権利者等の承諾</u> について 7 <u>隅切り</u> (1) <u>隅切りの形態</u> (2) 接続道路が2項道路の場合等の <u>隅切り</u> の形態																								
第2章 道路の位置の指定の手続き	第2章 道路の位置の指定の手続き																								
1から3 略 4 <b>道路の位置の指定申請（本申請）</b> (1) 略 (2) <b>道路の位置の指定申請（本申請）に必要な書類について</b> 本申請に必要な図書は次の表2のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の2部となります。 （表2） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面等の名称</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>権利者一覧表</td> <td>1 細則外様式（P50 参照） 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び<u>権利者</u>（住所、氏名）の一覧</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>道路の位置の指定承諾書</td> <td>1 細則第9号様式（P43 参照） 2 <u>道路及び避難通路となる土地の所有権等の権利を有する者の同意</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	図面等の名称	内容	備考	3	権利者一覧表	1 細則外様式（P50 参照） 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び <u>権利者</u> （住所、氏名）の一覧	略	4	道路の位置の指定承諾書	1 細則第9号様式（P43 参照） 2 <u>道路及び避難通路となる土地の所有権等の権利を有する者の同意</u>	略	1から3 略 4 <b>道路の位置の指定申請（本申請）</b> (1) 略 (2) <b>道路の位置の指定申請（本申請）に必要な書類について</b> 本申請に必要な図書は次の表2のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の2部となります。 （表2） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面等の名称</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td><u>関係権利者等</u>一覧表</td> <td>1 細則外様式（P50 参照） 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び<u>関係権利者等</u>（住所、氏名）の一覧</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>道路の位置の指定承諾書</td> <td>1 細則第9号様式（P43 参照） 2 <u>関係権利者等の同意</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	図面等の名称	内容	備考	3	<u>関係権利者等</u> 一覧表	1 細則外様式（P50 参照） 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び <u>関係権利者等</u> （住所、氏名）の一覧	略	4	道路の位置の指定承諾書	1 細則第9号様式（P43 参照） 2 <u>関係権利者等の同意</u>	略
添付順序	図面等の名称	内容	備考																						
3	権利者一覧表	1 細則外様式（P50 参照） 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び <u>権利者</u> （住所、氏名）の一覧	略																						
4	道路の位置の指定承諾書	1 細則第9号様式（P43 参照） 2 <u>道路及び避難通路となる土地の所有権等の権利を有する者の同意</u>	略																						
添付順序	図面等の名称	内容	備考																						
3	<u>関係権利者等</u> 一覧表	1 細則外様式（P50 参照） 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び <u>関係権利者等</u> （住所、氏名）の一覧	略																						
4	道路の位置の指定承諾書	1 細則第9号様式（P43 参照） 2 <u>関係権利者等の同意</u>	略																						
ア及びイ 略 ウ 表2中の4の道路の位置の指定承諾について (ア) 意義 道路の位置の指定を受けた場合、当該道路敷については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（法第44条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。 そこで、道路の位置の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書」が必要となります。 (イ) <u>関係権利者の範囲</u> 承諾書を必要とする <u>関係権利者</u> は、指定を受けようとする道路及び避難通路の敷地となる土地の権利者です。権利の範囲は、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。 また、権利者は、土地登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項により判断します。	ア及びイ 略 ウ 表2中の4の道路の位置の指定承諾について (ア) 意義 道路の位置の指定を受けた場合、当該道路敷については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（法第44条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。 そこで、道路の位置の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書」が必要となります。 (イ) <u>関係権利者等の範囲</u> 承諾書を必要とする <u>関係権利者等</u> は、指定を受けようとする道路及び避難通路の敷地となる土地の権利者及び当該土地の管理者です。権利の範囲は、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。 権利者は、土地登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項により判断します。青地の場合は財務省から払下げを受け、所有権の移転の登記を行った後、その所有者の承諾が必要となります。																								

<p>青地の場合は財務省から払下げを受け、所有権の移転の登記を行った後、その所有者の承諾が必要となります。</p> <p>(ウ) 承諾書の様式等 様式は細則第9号様式（P43参照）によります。承諾については権利者の自署及び実印の押印が必要です。 また、権利者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）である場合には、法定代理人、保佐人、補助人の同意が必要です。なお、成年被後見人については成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。</p> <p>(エ) 印鑑登録証明書 真正な権利者の捺印であることを確認するために、印鑑登録証明書は必ず添付してください。</p> <p>(オ) 各証明書等の有効期限 関係権利者の承諾の有無については、後に問題を残すことを防ぐため、登記事項証明書、証明書類等は最新のものを添付してください。 登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から3か月以内に発行されたものとします。</p> <p>エ 略</p> <p><b>(3) 書類及び図面の調整について</b> ア及びイ 略 ウ 「道路の位置の指定承諾書」は、道路となる土地のすべての権利者の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。 エ 権利者の範囲は、「(2)ウ(イ)の関係権利者等の範囲」に基づき土地登記事項証明書（写しは不可）と公図により判断します。 オ 略</p> <p><b>(4) 略</b></p>	<p><u>管理者は、指定を受けようとする道路及び避難通路の敷地となる土地を、指定を受けた際の基準に適合するよう管理する者をいい、当該土地の所有者は管理者とみなします。土地の所有者以外にも管理者がいる場合は、当該管理者からも承諾が必要となります。</u></p> <p>(ウ) 承諾書の様式等 様式は細則第9号様式（P43参照）によります。承諾については権利者<u>及び管理者</u>の自署及び実印の押印が必要です。 また、権利者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）である場合には、法定代理人、保佐人、補助人の同意が必要です。なお、成年被後見人については成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。</p> <p>(エ) 印鑑登録証明書 真正な権利者<u>又は管理者</u>の捺印であることを確認するために、印鑑登録証明書は必ず添付してください。</p> <p>(オ) 各証明書等の有効期限 関係権利者等の承諾の有無については、後に問題を残すことを防ぐため、登記事項証明書、証明書類等は最新のものを添付してください。 登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から3か月以内に発行されたものとします。</p> <p>エ 略</p> <p><b>(3) 書類及び図面の調整について</b> ア及びイ 略 ウ 「道路の位置の指定承諾書」は、道路となる土地のすべての権利者<u>及び管理者</u>の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。 エ 権利者の範囲は、「(2)ウ(イ)の関係権利者等の範囲」に基づき土地登記事項証明書（写しは不可）と公図により判断します。 オ 略</p> <p><b>(4) 略</b></p>																
<b>第3章 道路の廃止又は変更の手続き</b>	<b>第3章 道路の廃止又は変更の手続き</b>																
<p><b>1から3</b> 略</p> <p><b>4 道路廃止（変更）申請（本申請）</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路廃止（変更）申請（本申請）に必要な書類について 本申請に必要な図書は次の表5のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の2部と」なります。 (表5)</p> <table border="1" data-bbox="225 1545 1463 1682"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面等の名称</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>権利者一覧表</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	添付順序	図面等の名称	内容	備考	4	権利者一覧表	略	略	<p><b>1から3</b> 略</p> <p><b>4 道路廃止（変更）申請（本申請）</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路廃止（変更）申請（本申請）に必要な書類について 本申請に必要な図書は次の表5のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の2部と」なります。 (表5)</p> <table border="1" data-bbox="1501 1545 2739 1682"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面等の名称</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>関係権利者等一覧表</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p>	添付順序	図面等の名称	内容	備考	4	関係権利者等一覧表	略	略
添付順序	図面等の名称	内容	備考														
4	権利者一覧表	略	略														
添付順序	図面等の名称	内容	備考														
4	関係権利者等一覧表	略	略														
<b>第4章 道路位置指定の基準</b>	<b>第4章 道路位置指定の基準</b>																
<p><b>1 位置の指定ができる土地</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>権利者</u>の承諾について</p>	<p><b>1 位置の指定ができる土地</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>関係権利者等</u>の承諾について</p>																

道路及び避難通路となる土地の土地所有者及び関係権利者全員の承諾が必要です。

## 2から3 略

### 4 接続道路

(1) 略

(2) 接続道路との接続部分について

ア 指定道路と接続道路との接する部分（すみ切りの部分を除く。）の長さは、4 m以上を確保しなければなりません。

## 5 略

### 6 袋路状道路

(1) 袋路状道路とは

袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続したものをいいます。

なお、両端が他の道路に接続する場合であっても、一方の接続道路が階段や狭い道路等で車両の通行ができないものにあつては、袋路状道路とみなします。

また、指定道路の終端が法以外の道（公道、つぶれ水路、水道道、畦畔（青地）、及び法第43条ただし書き空地等）で、現況幅員が2.7メートル以上確保されており、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造で整備されているもの（以下「車両の通行上支障のない道」という。）に接し、当該車両の通行上支障のない道が他の道路に接続して車両の通り抜けができる場合については、指定道路は袋路状道路ではないものとみなします。

（図注釈）※ この場合、指定道路が車両の通行上支障のない道に接続する部分に、すみ切りの設置が必要となります。

(2)及び(3) 略

(4) 避難通路の設置について

指定道路が袋路状の場合には、条例第56条の3第2項第2号の規定により、その終端から幅員1メートル以上の通路を設け、道路、公園、法以外の道（公道、つぶれ水路、水道道、畦畔（青地）及び法第43条ただし書き空地等）で避難上有効なもの、都市計画法第33条に規定する開発許可の基準により設けられた避難通路または法第42条第1項第5号に規定する道路の基準により設けられた避難通路に接続しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、避難通路を設けないことができます。

（以下略）

## 7 すみ切り

(1) すみ切りの形態

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設けなければなりません。

なお、交差、接続、屈曲する箇所における内角が60度以下の場合は、二等辺三角形の底辺を2 m以上とするすみ切りを設けなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 接続部分において、一辺の長さ2メートル以上とあるものを3メートル以上と読み替えて片側のみにすみ切りを設けた場合

イ 略

ウ すみ切りに歩道が含まれる場合

(2) 接続道路が2項道路の場合等におけるすみ切りの形態

ア 接続道路が法第42条第2項の規定に基づく道路の場合には、道路後退線からすみ切りを設置します。

イ 接続道路と指定道路の間に水路（つぶれ水路等自由使用できるものを除く）がある場合には、接続道路の境界から

道路及び避難通路の敷地となる土地の権利者全員及び管理者の承諾が必要です。

## 2から3 略

### 4 接続道路

(1) 略

(2) 接続道路との接続部分について

ア 指定道路と接続道路との接する部分（隅切りの部分を除く。）の長さは、4 m以上を確保しなければなりません。

## 5 略

### 6 袋路状道路

(1) 袋路状道路とは

袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続したものをいいます。

なお、両端が他の道路に接続する場合であっても、一方の接続道路が階段や狭い道路等で車両の通行ができないものにあつては、袋路状道路とみなします。

また、指定道路の終端が法以外の道（公道、つぶれ水路、水道道、畦畔（青地）、及び法第43条第2項空地（法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道及び同項第2号の規定による許可に係る空地、道又は通路をいう。以下同じ。）等）で、現況幅員が2.7メートル以上確保されており、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造で整備されているもの（以下「車両の通行上支障のない道」という。）に接し、当該車両の通行上支障のない道が他の道路に接続して車両の通り抜けができる場合については、指定道路は袋路状道路ではないものとみなします。

（図注釈）※ この場合、指定道路が車両の通行上支障のない道に接続する部分に、隅切りの設置が必要となります。

(2)及び(3)略

(4) 避難通路の設置について

指定道路が袋路状の場合には、条例第56条の3第2項第2号の規定により、その終端から幅員1メートル以上の通路を設け、道路、公園、法以外の道（公道、つぶれ水路、水道道、畦畔（青地）及び法第43条第2項空地等）で避難上有効なもの、都市計画法第33条に規定する開発許可の基準により設けられた避難通路または法第42条第1項第5号に規定する道路の基準により設けられた避難通路に接続しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、避難通路を設けないことができます。

（以下略）

## 7 隅切り

(1) 隅切りの形態

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の隅切りを道路の一部として設けなければなりません。

なお、交差、接続、屈曲する箇所における内角が60度以下の場合は、二等辺三角形の底辺を2 m以上とする隅切りを設けなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 接続部分において、一辺の長さ2メートル以上とあるものを3メートル以上と読み替えて片側のみに隅切りを設けた場合

イ 略

ウ 隅切りに歩道が含まれる場合

(2) 接続道路が2項道路の場合等における隅切りの形態

ア 接続道路が法第42条第2項の規定に基づく道路の場合には、道路後退線から隅切りを設置します。

イ 接続道路と指定道路の間に水路（つぶれ水路等自由使用できるものを除く）がある場合には、接続道路の境界から

<p>すみ切りを設置します。</p> <p><b>8 道路の構造</b></p> <p>(1) 指定道路の構造</p> <p>アからカ 略</p> <p>キ 接続道路との取付け部分（<u>すみ切り</u>前面を含む）にある排水施設、縁石については原則として切り下げる必要があります。なお、接続道路が公道の場合は、管理者（各区土木事務所）との協議によること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><b>9 略</b></p>	<p><u>隅切り</u>を設置します。</p> <p><b>8 道路の構造</b></p> <p>(1) 指定道路の構造</p> <p>アからカ 略</p> <p>キ 接続道路との取付け部分（<u>隅切り</u>前面を含む）にある排水施設、縁石については原則として切り下げる必要があります。なお、接続道路が公道の場合は、管理者（各区土木事務所）との協議によること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><b>9 略</b></p>
<p><b>第5章 現状尊重型道路位置指定制度</b></p>	
<p><b>1 本制度の概要</b></p> <p><u>法の改正に伴い、平成11年5月1日より法第43条第1項ただし書の適用にあたっては許可（以下「ただし書許可」という。）が必要となりました。ただし書許可に係る空地は、法に規定する道路ではありません。特に私有地となっている道については、その担保性が著しく不安定な状態にあります。法においては、建築物の敷地が法に規定する道路に接することにより、交通上、安全上、防火上及び衛生上の機能を維持できることとしています。4m以上の幅員を有する<u>ただし書許可に係る空地</u>に対し、法第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をし、法的位置づけのある道路とすることにより、より安全で安心できるまちづくりを推進します。</u></p> <p><b>2 指定基準</b></p> <p>(1) 対象となる道</p> <p>「法第43条第1項<u>ただし書</u>の許可に関する建築審査会包括同意基準3-3」を適用することができる道（『建築物が建ち並んでいること等』による場合に限る。）で法に規定する道路から連続して4m以上の幅員を有するもの、または法第42条第2項の規定により指定された道で同項の規定によりみなされる道路の境界線間が4mの幅員を有するもの（条例第56条の3第2項における「市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合」に該当します。）。</p> <p>(2) 技術的基準</p> <p><b>ア 幅員</b></p> <p>条例第56条の3第2項第1号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの幅員を確保することが困難と認められる場合にあつては、4m以上（U形側溝の部分を除く。ただし、U形側溝に厚蓋がかけられている場合にあつては、その部分を含むことができる。）、かつ、原則として、<u>ただし書許可により位置づけられている幅員</u>以上でやむを得ないものとする。</p> <p>接続道路の幅員が6m未満の場合にあつては、6m以上の道路の位置の指定を受けることはできません。</p> <p><b>イ 略</b></p> <p><b>ウ すみ切り</b></p> <p>令第144条の4第1項第2号及び条例第56条の3第2項第3号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの<u>すみ切り</u>を設けることが困難と認められる場合にあつては、交通上及び安全上の配慮をした上で現状のとおりでやむを得ないものとする。</p> <p>原則として、現状のままで、交通上及び安全上の配慮をした上で指定します。</p> <p>配慮例：「とまれ」の路面標示、視界確保に有効なミラー設置</p> <p>令の基準に満たない<u>すみ切り</u>が既に確保されている場合にあつては、その部分も指定します。</p> <p><b>エからキ 略</b></p> <p><b>3 略</b></p>	<p><b>1 本制度の概要</b></p> <p><u>法第43条第1項では、建築物の敷地は法第42条に規定する道路に2m以上接しなければならない旨規定していますが、法第43条第2項空地に接しており、法第43条第2項の規定による特定行政庁の許可又は認定がなされた場合には、道路に接していなくとも建築することができます。ただし、法第43条第2項空地は、法に規定する道路ではないため、特に私有地となっている道については、その担保性が著しく不安定な状態にあります。法においては、建築物の敷地が法に規定する道路に接することにより、交通上、安全上、防火上及び衛生上の機能を維持できることとしています。4m以上の幅員を有する<u>法第43条第2項空地</u>に対し、法第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をし、法的位置づけのある道路とすることにより、より安全で安心できるまちづくりを推進します。</u></p> <p><b>2 指定基準</b></p> <p>(1) 対象となる道</p> <p>「法第43条第2項第2号の許可に関する建築審査会包括同意基準3-3」を適用することができる道（『建築物が建ち並んでいること等』による場合に限る。）で法に規定する道路から連続して4m以上の幅員を有するもの、または法第42条第2項の規定により指定された道で同項の規定によりみなされる道路の境界線間が4mの幅員を有するもの（条例第56条の3第2項における「市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合」に該当します。）。</p> <p>(2) 技術的基準</p> <p><b>ア 幅員</b></p> <p>条例第56条の3第2項第1号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの幅員を確保することが困難と認められる場合にあつては、4m以上（U形側溝の部分を除く。ただし、U形側溝に厚蓋がかけられている場合にあつては、その部分を含むことができる。）、かつ、原則として、<u>法第43条第2項第2号の規定による許可の適用</u>にあたり、空地とされる範囲の幅員以上でやむを得ないものとする。</p> <p>接続道路の幅員が6m未満の場合にあつては、6m以上の道路の位置の指定を受けることはできません。</p> <p><b>イ 略</b></p> <p><b>ウ 隅切り</b></p> <p>令第144条の4第1項第2号及び条例第56条の3第2項第3号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの<u>隅切り</u>を設けることが困難と認められる場合にあつては、交通上及び安全上の配慮をした上で現状のとおりでやむを得ないものとする。</p> <p>原則として、現状のままで、交通上及び安全上の配慮をした上で指定します。</p> <p>配慮例：「とまれ」の路面標示、視界確保に有効なミラー設置</p> <p>令の基準に満たない<u>隅切り</u>が既に確保されている場合にあつては、その部分も指定します。</p> <p><b>エからキ 略</b></p> <p><b>3 略</b></p>

1 細則様式

第9号様式（第10条第1項）

道路の位置の指定承諾書

年 月 日

\_\_\_\_\_の申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異義ありません。

1 道路の敷地となる土地 に関係のある権利の対象 となる土地の所在地	2 物件の種類	3 2 欄の権利 の種類別	4 権利者の住所氏名	印
5 備 考				

- (注意) 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 2 2 欄には、「土地」、「建築物」、「工作物」等と記入してください。
- 3 3 欄には、2 欄のものについての権利の種類別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 4 5 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 5 地番別及び権利の種類ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。

(A4)

1 細則様式

第9号様式（第10条第1項）

道路の位置の指定承諾書

年 月 日

\_\_\_\_\_の申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異義ありません。

道路の敷地となる土地の所有者及び管理者にあつては、当該土地を将来にわたり道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理します。また、当該土地の所有権を移転する場合には、本内容について、責任をもって承継します。

1 道路の敷地となる土地 に関係のある権利の対象 となる土地の所在地	2 物件の種類	3 2 欄の権利 の種類別	4 権利者の住所氏名	印
5 備 考				

- (注意) 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
- 2 2 欄には、「土地」、「建築物」、「工作物」等と記入してください。
- 3 3 欄には、2 欄のものについての権利の種類別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 4 5 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 5 地番別及び権利の種類ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。

6 道路の敷地となる土地の所有者以外にも、当該土地に関して管理者がいる場合は、3 欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も受けてください。

(A4)

2 細則外様式

権利者一覧表

所在地： \_\_\_\_\_

1 地番	2 地目	3 地籍	4 権利の種類別	5 権利者の住所氏名
6 備考				

(注意)

- 4 欄には、1 欄のものについての権利の種類別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

(A4)

2 細則外様式

関係権利者等一覧表

所在地： \_\_\_\_\_

1 地番	2 地目	3 地籍	4 権利の種類別	5 権利者の住所氏名
6 備考				

(注意)

- 4 欄には、1 欄のものについての権利の種類別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 道路の敷地となる土地の所有者以外にも、当該土地に関して管理者がいる場合は、4 欄に「管理者」と記載し、当該管理者についても記載してください（道路の廃止・変更の際には記載は不要です。）。

(A4)

3 様式の記載例

権利者一覧表

記載例 4

所在地： 横浜市〇〇区△△町

1 地番	2 地目	3 地籍	4 権利の種別	5 権利者の住所氏名
〇〇番△	公衆用道路	〇〇㎡	所有権	横浜市〇〇区××町△△番□ 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 □□ △△
6 備考				

(注意)

- 4 欄には、1 欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

(A4)

3 様式の記載例

関係権利者等一覧表

記載例 4

所在地： 横浜市〇〇区△△町

1 地番	2 地目	3 地籍	4 権利の種別	5 権利者の住所氏名
〇〇番△	公衆用道路	〇〇㎡	所有権	横浜市〇〇区××町△△番□ 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 □□ △△
6 備考				

(注意)

- 4 欄には、1 欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
- 道路の敷地となる土地の所有者以外にも、当該土地に関して管理者がいる場合は、4 欄に「管理者」と記載し、当該管理者についても記載してください（道路の廃止・変更の際には記載は不要です。）。

(A4)

<p><b>4 建築基準法（抜粋）</b></p> <p>（道路の定義）</p> <p><b>第42条</b> この章の規定において「道路」とは、次の各号の<u>一</u>に該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。</p> <p>以下 略</p> <p><b>5 建築基準法施行令（抜粋）</b></p> <p>（道に関する基準）</p> <p><b>第144条の4</b> 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの<u>一</u>に該当する場合においては、袋路状道路（<u>その一端のみが他の道路に接続したものをいう</u>。以下この条において同じ。）とすることができる。</p> <p>イからホ 略</p> <p>二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を<u>はさむ</u>辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む<u>すみ切り</u>を設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。</p> <p>2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</p> <p><b>6 建築基準法施行規則（抜粋）</b></p> <p>（道路の位置の指定の申請）</p> <p><b>第9条</b> 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。</p> <p>表 略</p> <p><b>7 略</b></p> <p><b>8 横浜市建築基準法施行細則（抜粋）</b></p> <p>（道路の位置の指定）</p> <p><b>第10条</b> 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、第7号様式の指定申請書の正本及び副本に、省令第9条に規定する付近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面を第8号様式により</p>	<p><b>4 建築基準法（抜粋）</b></p> <p>（道路の定義）</p> <p><b>第42条</b> この章の規定において「道路」とは、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。</p> <p>以下 略</p> <p><b>5 建築基準法施行令（抜粋）</b></p> <p>（道に関する基準）</p> <p><b>第144条の4</b> 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの<u>いずれか</u>に該当する場合においては、袋路状道路（<u>法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう</u>。以下この条において同じ。）とすることができる。</p> <p>イからホ 略</p> <p>二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を<u>挟む</u>辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む<u>隅切り</u>を設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。</p> <p>2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</p> <p><b>6 建築基準法施行規則（抜粋）</b></p> <p>（道路の位置の指定の申請）</p> <p><b>第9条</b> 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下<u>この条において</u>「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者<u>並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者</u>の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。</p> <p>表 略</p> <p><b>7 略</b></p> <p><b>8 横浜市建築基準法施行細則（抜粋）</b></p> <p>（道路の位置の指定）</p> <p><b>第10条</b> 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、第7号様式の指定申請書の正本及び副本に、省令第9条に規定する付近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面を第8号様式により</p>
---	--

作成したもの並びに指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の第 9 号様式の承諾書及びその指定道路敷の登記事項証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路（以下「計画敷地」という。）の面積が 500 平方メートル以下のものにあつては排水計画図を、平たんな敷地にあつては高低測量図を省略することができる。

以下 略

作成したもの並びに指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の所有者、その指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者及び道路の指定を受ける際の基準に適合するよう管理する者の第 9 号様式の承諾書並びにその指定道路敷の登記事項証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路（以下「計画敷地」という。）の面積が 500 平方メートル以下のものにあつては排水計画図を、平たんな敷地にあつては高低測量図を省略することができる。

以下 略